

香川高等専門学校図書館規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校内部組織規則（以下「内部組織規則」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、香川高等専門学校図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営等について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 図書館は、図書及びその他の図書資料（以下「図書」という。）を収集、管理して、教職員・学生及び地域住民の利用に供し、その教育・研究並びに教養の向上に資することを目的とする。

(図書館長)

第 3 条 内部組織規則第 17 条第 2 項の規定に基づき各キャンパスに置かれる図書館に、それぞれ図書館長を置く。

(任命)

第 4 条 図書館長は、校長が任命する。

(任期)

第 5 条 図書館長の任期は 1 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(任務)

第 6 条 図書館長は、それぞれの図書館業務を掌理するとともに、両図書館間の調整を図る。

(委員会)

第 7 条 図書館の円滑な運営を図るため、内部組織規則第 22 条第 2 項の定めるところにより、香川高等専門学校図書館委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(図書の管理)

第 8 条 図書館の管理する図書は、図書館に備え付けるもののほか、各学科等に備え付けることができる。

2 前項により各学科等に備え付けるものについては、図書館長の承認を得るものとする。

3 各学科等備え付けの図書の保管責任は、各学科等においてその責を負うものとする。

る。

(利用者)

第9条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

一 本校の教職員及び学生

二 本校以外の者で本校図書館の利用を希望する者

2 利用者は、この規程及びこの規程に基づく細則等を順守しなければならない。

3 前項の規定に違反した者に対しては、図書館の利用を停止し、又は禁止することがある。

(個人情報の漏えい防止)

第10条 図書館において管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料に記録されている個人情報（公文書等の管理に関する法律施行令第4条第5号で規定する個人情報をいう。）については、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則（機構規則第65号第40条）の規定に基づき、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(補足)

第11条 この規程に定めるもののほか図書館の運営及び利用に関し必要な細則は別に定める。

(雑則)

第12条 図書資料を利用者の閲覧に供するため、図書資料の目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月3日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。